

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 私的録音録画問題に関する今までの経緯等について

第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて

適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画

意見	個人／団体名
<p>補償金制度の検討にあたり、「利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮」しつつ、「著作権保護技術や配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮」して(p.99)、著作権法第30条(以下、単に第30条とする)の適用範囲を見直すことについて大きく異論はない。しかしながら、具体的な要件の明確化なしに一定の行為形態について第30条の適用範囲から外すことを結論付けることにはやや抵抗感を覚える。補償金制度見直しの前提として第30条の適用範囲を議論しているがためにある程度やむをえない部分もあると思うが、同条見直しの議論にあたっては、第30条そのものの全体設計も考慮したうえで、個々の利用形態につき具体的な要件に踏み込んだ議論がなされることを希望する。</p> <p>契約モデルによる解決」の例として適法配信からの私的録音録画(p.106～)を第30条の適用範囲から除外する点についてであるが、家庭等の一定の閉鎖的な範囲で行われる私的録音録画について著作権者等の権利行使が事実上できないことから同条が制定された立法趣旨に鑑みれば、近年の著作権保護技術の活用等により著作権者等の権利行使がある程度可能な場合には、私法領域における私的自治の原則を優先させるべきという方向性には賛同できる。その一方で、このアプローチは、契約による第30条のオーバーライドを認めることを前提とする側面も有することから、第30条そのものの問題として、「適法配信以外の契約モデル」についても、さらに踏み込んだ具体的な検討がなされるべきであると考えられる。</p>	<p>日本知的財産協会</p>
<p>適法配信からのダウンロードについては、現行法下での映画的著作物の扱いなどにおいて、隣接権が及ぶ範囲が俳優にとって一部不透明な部分もあり、また、技術的な面でもコントロール技術が全面的に解決されていない現状では、私的録音録画補償金制度の精神を尊重する意味からも、慎重に取り扱って見直しを進めていただきたい。</p>	<p>映像対策会議（協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネージメント事業者協会 社団法人日本劇団協議会）</p>
<p>『該当ページ及び項目名』108ページ～第7章第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて 2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態 ② 検討結果 a 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画</p> <p>適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からははずす場合は、配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価について、その金額の明確化や、権利者へ衡平な分配が行われることを実現させるための関係者間のルール作りが前提となる。</p> <p>また最近では配信後の私的複製を制限しないビジネスモデルも登場し、権利者が市場の動向等からそのビジネスモデルを選択せざるを得ないような場合、権利者が配信から生ずる複製の許容範囲やその対価について選択権をまったく行使できない状態が想定し得る。その場合には、権利者の複製に関する裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になることから、「配信後の私的複製を制限しない場合」については、30条の適用範囲から除外すべきではない。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)</p>
<p>適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からははずすことに賛成しますが、配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価について、その金額の明確化や、権利者へ衡平な分配が行われることを実現させるための関係者間のルール作りが前提となります。</p> <p>また、「配信後の私的複製を制限しない場合」については、権利者の私的複製に関する裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になることから、30条の適用範囲からははずすべきではありません。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を第30条の適用範囲からははずすことに賛成しますが、配信事業者が配信の対価に含めて徴収する私的複製の対価について、その金額の明確化や、権利者へ衡平な分配が行われることを実現させるための関係者間のルール作りが前提となります。</p> <p>また、「配信後の私的複製を制限しない場合」については、権利者の私的複製に関する裁量権が、市場の動向や配信事業者のビジネス上の判断に事実上委ねられるような形になることから、30条の適用範囲からははずすべきではありません。</p>	<p>演奏家団体 パブリックインサード会</p>
<p>適法配信からのダウンロードについては、現行法下で、俳優の隣接権が及ぶ範囲が一部不透明な部分もあり、また、技術的な面でもコントロール技術が全面的に解決されていない現状では、私的録音録画補償金制度の精神を尊重する意味からも、慎重に取り扱って見直しを進めていただきたい。</p>	<p>協同組合 日本俳優連合</p>
<p>適法に配信された録音源・録画源からの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することについては、慎重に検討すべきである。</p> <p>まず、当協会が従来から指摘している通り、配信事業者に対して当協会が許諾している利用は、消費者の受信端末へのデータの複製までであり、消費者がそのデータを別の機器(例えば携帯用オーディオ・レコーダー)へ複製する行為までは含まれていない。したがって、現状において二重徴収との指摘は事実に反する。また、「中間整理」では、権利者が配信事業者との契約を通して「利用者の録音録画を管理することが可能」(107頁)としている。しかし、利用者が行う私的録音録画を管理するためには配信事業者の協力が必須であるにもかかわらず、配信事業者の管理責任が法律上明確でないため、仮に事業者が協力を拒否した場合には、十分な管理が行えない可能性がある。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>

<p>■108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目</p> <p>※この項目について私たちは反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。</p> <p>○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します</p> <p>オーバーライド契約と補償金との二重取りを防ぐ必要がある、という本項目の趣旨そのものについては反対ではありませんが、本項目には、第30条による私的録音録画は補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うという考え方が読み取れます。次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます(この点は補償についての意見として別に詳述します)。</p> <p>その部分について反対し、文言の修正を求めます。</p> <p>■108ページの「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」</p> <p>※この項目について私たちは反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。</p> <p>○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します</p> <p>最初の文の前段</p> <p>「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが」と、それに続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」は、全ての私的録音録画について補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うべきであるという考え方を補わない限り、論理的な飛躍があります。この点、次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます(この点は補償についての意見として別に詳述します)。</p> <p>その部分について反対し、文言の修正を求めます。</p> <p>また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合には、コピーネバーのケースもあり、この場合は私的録音録画の対価が契約に含まれません。</p> <p>配信業者の管理が第2条20号で定義する技術的保護手段によるものである場合の迂回行為は、現行法においても第30条から除外されていますが、無反応機器の利用や、不正競争防止法における技術的制限手段の利用などによる私的録音録画を第30条から除外することについては、十分な議論が行われていません。</p> <p>また、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。</p> <p>そもそも、本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。</p>	<p>インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)</p>
<p>適法配信事業者から入手した録音録画物からの私的録音録画を30条の適用範囲から除外するとされているが(108ページ)、放送と通信の融合がすでに始まっており、利用者側からは放送か通信かを意識することなくサービスを楽しむことができる現在において、両者を峻別する制度を設けることは、時代に逆行しているだけでなく、今後の技術やビジネス・サービスの発展に対して、悪影響を及ぼしかねない。したがって、99ページにもあるとおり、「…配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮」する必要があると考える。</p>	<p>ヤフー株式会社</p>
<p>○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します</p> <p>MIAUのパブリックコメントに準じます。</p>	<p>個人</p>
<p>利用者と権利者の直接契約はインターネットを使ったものにおいて現状では可能であると思う。</p>	<p>個人</p>
<p>「対価には私的録音録画の対価も含まれる」という意見に反対します。</p> <p>第36条には営利を目的として試験問題を複製した場合、対価を支払えと書いてあります。</p> <p>営利を目的としない場合は複製して良いとしか書いてありません。つまり対価が必要な場合は対価を支払えと書いてあるのです。</p> <p>第30条には対価を支払えとは書いてないので、対価は不要であると解釈するのが正しいと思います。</p> <p>私的録音録画には対価が必要という前提で条件を示していますが、この前提に反対します。理由は6. 6の通りです。</p>	<p>個人</p>

<p>108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目について、下記の理由により反対いたします。</p> <p>オーバーライド契約と補償金との二重取りを防ぐ必要がある、という本項目の趣旨そのものについては反対ではありませんが、本項目には第30条による私的録音録画は補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うという考え方が読み取れます。次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます(この点は補償についての意見として別に詳述します)。</p> <p>その部分について反対し、文言の修正を求めます。</p> <p>108ページの「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」について、下記の理由により反対いたします。</p> <p>最初の文の前段 「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが」と、それに続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」は、全ての私的録音録画について補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うべきであるという考え方を補わない限り、論理的な飛躍があります。この点、次の節以降で問題となるタイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます(この点は補償についての意見として別に詳述します)。</p> <p>その部分について反対し、文言の修正を求めます。</p> <p>また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合には、コピーネバーのケースもあり、この場合は私的録音録画の対価が契約に含まれません。</p> <p>配信業者の管理が第2条20号で定義する技術的保護手段によるものである場合の迂回行為は、現行法においても第30条から除外されていますが、無反応機器の利用や、不正競争防止法における技術的制限手段の利用などによる私的録音録画を第30条から除外することについては、十分な議論が行われていません。</p> <p>また、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。</p> <p>そもそも本項目の趣旨は補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。</p>	個人
<p>30条から除外するに当たっての条件が曖昧に過ぎる。まさかこのような曖昧なままこの件について法案が提出されることはなかりと信じるが、欧米において著作権保護技術(いわゆるDRM)なしでの音楽配信が拡大の動きを見せている。30条から除外する条件が曖昧なままでは、この世界的な動きがそのままグレーゾーンとして残され(いや、もしかするとグレーどころか違法とされ!)てしまうという大失態を演じることにつながるが、慎重の上にも慎重を重ねた検討を強く要望する。</p>	個人
<p>これは第30条の適用範囲から除外すべきではない。</p> <p>適法配信は「CDの購入」と同様にユーザーがそのコンテンツを入手するための手段のひとつである。</p> <p>CDという手段で入手したオリジナルからの私的録音録画が許容され、適法配信という手段で入手したオリジナルが私的録音録画が許容されないのはおかしい。</p> <p>コンテンツは適法な手段で入手されたのであれば条件によらず私的録音録画ができて当然である。</p>	個人
<p>これを第30条の適用範囲から除外することには反対します。</p> <p>たとえば、適法に購入したβビデオテープに録画された著作物を再生のためVHSビデオテープへ複製する、といった用途が私的複製と見做されなくなると利用者の利便性を著しく損なうこととなります。</p> <p>過去、レーベルゲートCD2という認証技術を用いて複製を管理するサービスがありましたが2008年に認証サービスを停止することが予定されています。サービスの停止以来複製ができなくなってしまいました。このため、技術的にも複製できない状態になる予定です。</p> <p>(参考: ソニーミュージックエンターテイメント社 2007年7月17日発表のプレスリリース <a href="http://www.sme.co.jp/pressrelease/20070717.html">http://www.sme.co.jp/pressrelease/20070717.html</a>)</p> <p>適法配信事業者から入手した著作物が格納されたメディアが破損、もしくは再生機器が故障などにより再生できなくなった場合に備え購入者が複製できる備えが必要です。そのためにも第30条の適用範囲として複製できる権利を利用者側に与える必要があります。</p> <p>たとえば、音楽データをNTTDocomo製の携帯電話に配信を受け代金を支払った場合、NTTDocomo製の携帯電話を買い換えたり、KDDI、ソフトバンクモバイルなど他社製の携帯電話に買い換えた場合、購入した音楽データを複製できないとなると権利者側の都合で利用者としては音楽データが携帯電話に固定されているために携帯電話を買い換えられないなど、利便性を著しく損なうこととなります。また、携帯電話の容量が不足するため新たな音楽データの配信を受けることができないなど、権利者側としても利益を得る機会を失うこととなります。したがって、メディア移動のための私的複製は利用者のみならず、権利者の利益にもつながるため私的複製はできるようにしなければなりません。</p> <p>もし、第30条の適用範囲から除外するのであれば、無償でのメディアの交換などを配信事業者に義務づけるなど、利用者の再生する権利を保証する必要があります。過去、βビデオデッキやLDプレイヤーが無くなっても利用者側から大きな反発が無かったのは各自VHSテープなど別の媒体へ私的複製ができたからです。私的複製を禁ずるとなると再生機器が販売されなくなった場合には大きな反発が予想されます。</p> <p>また、このようなメディア移動のための私的複製によって権利者が経済的損失を被るとは思えません。私的複製補償金制度自体の存在意義を考え直すべきだと思います。</p> <p>124ページには、契約によって解決する方針も挙げられていますがその場合においてもメディア移動のための複製を契約条件に含めなければ利用者の利便性を著しく損なうこととなります。</p>	個人
<p>私はこの小節の中の私的録音録画には対価が伴うという考え方に反対です。著作物等の作品は一度発表され流通に乗った時点で、ある程度の公共性を持っていると思います。私的録音録画は公共の財産としての著作物を利用者側が楽しむための権利ではないかと思えます。</p>	個人
<p>私は反対である。</p> <p>理由は、「適法配信業者」の定義があいまいであり、問題がおきる度に判断基準が変化することが予想され、恣意的な運用や所属団体を背景にした圧力に対する客観的な立証手段が存在しないからである。</p>	個人

<p>次の理由により、この改正は行わないでいただきたいと考えます。</p> <p>①契約により対価が徴収されているなら、私的録音録画は行えるのですから、法30条から除くべきではなく、また除く必要もないと考えます。むしろこの場合は、補償金の配分から除くべきであると考えます。また、そもそもこのようなことを考える権利者は、法30条の主旨、法30条が設けられていることの意義をどのように理解しているのかが問われるべきであると考えます。権利者といえども、家庭内等私的領域における利用をまっぴら契約でコントロールしようというのは、行き過ぎと考えます。</p> <p>②コピーガードは権利者の明確な意思表示であり、利用者がこれをはずすことによって複製を行うことは、法30条1項2号により、法30条の範囲からすでに除外されています。コピーガードを、購入することによって成立する一種の契約と見ることができないわけではないと思いますが、購入者には代替品がないので、契約であると言い切ることもできないと考えます。法30条1項2号は、利用者には、個々の明確に示された権利者の意思を尊重することを求めているのであり、個々の権利者の意思により法30条の範囲を縮小することまでを認めていると考えるべきではない規定と考えます。そして、この機会に申し添えれば、法30条1項2号を前提として、コピーガードを施さない政策やコピーを許容するコピーガードを施す政策を権利者が選択するのは全く自由であり、権利者は私的領域において利用者に個々に権利行使をすることを考えるよりも、法30条の主旨や、著作物の利用と再創造、市場の振興などの面から、1枚のコピーも許さないコピーガードの功罪について、そして、何枚のコピーを許すコピーガードが最適なのかということについて、検討する必要があるのではないかと考えます。</p> <p>③一般の契約については、個々にその有効性が検討される必要があり、有効性に疑問がある場合もあるのに、それも含めて法律でその有効性を保証するかのよう規定を設けることには、かなり問題があるのではないかと考えます。</p> <p>以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしく申し上げます。</p>	個人
<p>題：消費者保護としての私的複製の骨抜き案に反対する。</p> <p>107ページによると第30条の私的複製についてオーバーライド契約を認める方向とのこと。108ページからの「適法配信事業者から入手した著作物等の私的録音録画の第30条適用範囲からの除外」は、その方向へと踏み出す第一歩となるようです。</p> <p>私は、消費者保護としての私的複製を骨抜きにするオーバーライド契約という発想に危うさを感じ、適用除外に強く反対します。</p> <p>私が問題としたいのは二点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人にとって大切な思い出の外部記憶である著作物のメディアが、そう望む者が(断続的に)居つづける間にも、存在できなくなる可能性があること。</li> <li>● オーバーライド契約を許すという「発想」が危険で、不正があらわれて歯どめがかからない心配があること。</li> <li>● 引き継ぐための私的複製は必要</li> </ul> <p>まず第一点目から、詳しく述べます。</p> <p>知的動物である人にとって文化の継承は本質的営みといって良いでしょう。しかし一方、この時代までの流れから見て、すべての著作物が文化として次の代に引き継がれることがないのも事実です。</p> <p>引き継がれるものが限られているとすれば、誰が引き継ぐべき著作物を決めるというのでしょうか。</p> <p>いつかは死ぬ個人ではなく、公的機関の補助や永続するための機構を備えた私的機関の決定があれば、もちろん、著作物を引き継ぎ易いでしょう。しかし、個人がビデオデッキやパソコンを所有できる時代、それを決めるのは究極的に個人であるべきだと私は思います。</p> <p>個人が「著作物」を残すといったとき、その書いた文章ですべてを残そうとする必要はありません。他の人の著作物を使って自分の思いを代弁させたり、その時代性を表したりすることも許すべきです。それらは大切に思い出の外部記憶なのです。</p> <p>残した著作物を自分の子供が観なくても誰かが観てくれるかもしれません。著作物を記録したメディアが残っていれば、時の断層を超えることもできます。</p> <p>一方で、メディアそのものが使えなくなることもあります。破損してしまったり、再生するための機器が手に入らなくなったり。そのとき、再生できる代替物を市場から再び手に入れることができるとは限りません。仮に手に入れられたとしても、とても貴重なものとなっていた場合、それを再び必要とした自分の管理に入れることを、妥当だと思わない人もいるでしょう。</p> <p>バックアップとしての私的複製を作ることができるならば、事前に備えることもできますし、壊れたときに同じものを持っている人に頼んでバックアップと同等のことをしてもらうこともできるでしょう。バックアップに特別な技術が必要なら、第三者にそれを頼めばいいはずですが。</p> <p>しかし、現在の著作権法は、一部の著作物にこのようなバックアップを禁じることを認めています。著作権法第30条の例外規定です。</p> <p>自動複製機器を用いた場合の例外規定は、技術や知識のないものが著作物を引き継ぐ機会を実態として奪ってしまいました。特殊なメディアを買った者はその知識のなさをゆえに、知的継承の機会を奪われるということで本当に良いのでしょうか？</p> <p>技術的保護手段を回避した場合の例外規定は、特定のメディアのバックアップを法的には存在しないようにしました。表現の自由を鑑みれば引用の自由もあれば、私的翻案も自由であるべきで、私的複製ができないのにそれをどうやって担保するのでしょうか？</p> <p>人格を攻撃するような放送がなされたときその証拠が残りにくくしましたということが良いのでしょうか？</p> <p>そして適法配信事業者に関する例外は、契約によって私的複製をどうでもコントロールできるようにするでしょう。技術的保護手段があっても複製の数が多かったのが市場で調達できたのが、法律だけで対応できない状況になったと認めるのなら、望む人がいたのに複製の存在が期待できないものも出てくるでしょう。この方向で本当に正しいのでしょうか？</p> <p>条文をこの通りに解釈しないという余地はありません。しかし、そう読める以上、そのリスクを意識しないわけにはいきません。</p> <p>このような例外規定を増やすのはもうやめるべきです。</p> <p>個人が自分の責任で著作物を引き継げることはむしろ権利として、それをいかに補助できるかを考えるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● オーバーライド契約は危険</li> </ul> <p>次に第二点目を詳しく述べます。</p> <p>私は主張します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公表された著作物なら少なくとも正当な対価さえ払えば誰でも識る権利を持つ。</li> </ul> <p>単に一度見ればいいということではありません。穏当な方法が存在する限り細やかに、解析し、批判し、再現し、さらに自己表現がそれを内に含んでも超越するように「識る」ことができなければならないと信じています。</p> <p>超越しようようにまでして識ろうとする人は稀でしょう。その人がどのようにして正当な対価を払うかは予測できません。ですが、文化の営みはそのような人が大きな役割を担うのだと私は思います。誰かがそれを見分けることができるという、安易に排除することを見越さずにはできません。</p> <p>その「稀な人」が正当な対価を得るまで、どのようにして文化を引き継ぐのでしょうか。彼は今どこで育っているのでしょうか。</p> <p>特定の企業にまかせれば、契約によって私的複製を制限しても良いと言う方向性が示されています。「契約」ができる人達から見、私的複製を考慮しなくてもよい著作物があるとみてよいとおっしゃるのでしょうか？是非、その著作物を見ているのは「契約」ができる人達ばかりではないことを思い出してください。</p> <p>「契約」ができない人がいて、なぜだか私的複製ができないというとき、どうすればそれが手に入るかと考えるでしょう。柔軟さはいくつものアイデアを頭によぎらせませす。法すら知らない彼らが、契約を知ることはありません。胸に手をあてれば私にも誰にでも似た経験があるはずですが。</p> <p>育ちつつある人には見える世界があります。彼らは悪意なく世界に抵抗します。</p> <p>「善意の抵抗」を契約によって封じるとき自由は失われます。彼らは官吏の眼には契約を破る者として悪意の色でマスクングされるからです。契約を破った責任は官吏にないと「される」のは当然です。</p>	個人

<p>官吏は、適格者もいるはずで、その者の意見を聞けばよいと考えてしまうでしょう。ですが、善意者はその必要性を気づいたとき官吏の前では口をつぐむようになり、悪意者は善意者を仲間にとどめるために口をつぐみます。そして人は常に幼さと供にあり、善意の抵抗は常に現れることになっているのです。</p> <p>基本的な自由の押し込めるとき誰かが不正を負わねばなりません。どこかで不正がはびこっても、それに気づかないふりをするようになるでしょう。</p> <p>誰しも自分の子供が「問題」を起こしているのに、誰もが「自分の問題」に悩むようになります。それは「よくあること」です。そのころには「正常」な契約も多数あり、誰もが身動きをとれなくなっていて……。</p> <p>私の杞憂でしょうか？</p> <p>私的複製の条文は目的を保護するものと読めます。それを安易に「なかったこと」にできるようにしてはいけなと思います。すくなくともそれは条文と同じ地位にあるものでなければいけません。</p> <p>さらに護るべき目的は、人にとって基本的なものですから、本来、例外というものは許されるべきではありません。足されるものは第31条以下のような権利を広げるものか、意味をはっきりさせるものに限るべきだったと私は考えます。</p> <p>誰かが「しかし、文化の発展のためには著作権者の権利も重要で、何らかの措置は必要だった」というかもしれません。</p> <p>それに、私は「メーカーが間接侵害を罪とされることを恐れるべきではなかった」と応えます。</p> <p>例えば、私的複製の例外の自動複製機器に関しては、代わりに「自動複製機器を設置したものは政府の許諾がない限り、著作権者の総意に反し著作権を侵害したとみなす」といった規定を創れば良かったわけでは</p> <p>間接侵害はそれ自体論点となっています。難しい面があるのでしょうか。ただ、著作権者達にとって一方的にならないように、消費者に対する侵害への責任というものも法定すれば、機能するものもできるのではないのでしょうか。</p> <p>「消費者に対する侵害への責任」というような法制がありうるという見地に立つと、私的複製に関するオーバーライド契約は、著作権だけに人格的権利を認めるため、一方的な契約になりやすいという予想が自然に起きます。</p> <p>むしろ私的複製や「識る権利」は、「契約の自由」の上にある人格的権利と位置付け、それがあからこの契約がスムーズにいくものとすべきです。安易に例外を認めるのは混乱をまねくだけだと私は考えます。</p> <p>●結語に代えて</p> <p>私は素人ゆえ大きな誤解もあると思います。何の問題も起きていない段階で、不安感からこのようなことを書いています。</p> <p>文部科学省、審議会、分科会の方々が十分に検討なさった上での結論に、まちがいはないと思いますが、インターネットで話題となっているのを見て不安になり、せっかくのパブリックコメントという機会なので、自分の意見を書いて送ることにしました。</p>	
<p>適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画を著作権法第30条の適用範囲から除外することに反対します。</p> <p>「配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容され」ていることと、著作権法第30条の適用範囲から除外することは関係ありません。現状において複製を防ぐ技術的手段を用いることで実質的に私的録音録画をさせないようにすることは可能であり、実際そのような技術的保護をかけた配信が多く行われています。だからといって直ちに著作権法第30条の適用範囲から除外すべき、であるという理屈は成り立ちません。「配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容され」ているなら、著作権法第30条の適用範囲に含まれていてもいなくてもどちらでもよいのではないのでしょうか。</p> <p>一方、文化の振興という観点からは、著作権法第30条の適用範囲から除外すると今後大きな問題を生みます。今後、技術が進歩しインターネットによる流通がさらに発達すると考えられます。しかしいかに技術的保護手段を駆使しても、録音物・録画物である以上はイヤホンジャック経由での録音や画面をビデオカメラで撮影するなどしてアナログ的に録音録画することは可能です。この改正が実現すると、一時的な利益を追求する配信事業者は、契約により私的録音録画を認めないかたちでの著作物の配信を行うでしょう。その場合はアナログ録音録画までも一律に違法類型に含まれます。すると、合法的に私的に録音録画しておき、著作権保護期間が切れた後に文化の流れの中に還して文化の発展に寄与する、ということが不可能になります。この点は容認できません。</p> <p>「対価には私的録音録画の対価も含まれ」ている場合があるからというも、理由としては不十分であると感ずります。この場合、利用者に補償金の返還手続きを取ってもらえばよいからです。むしろ、該当する場合に返還することとしたほうが、現在の補償金のスタンスである、対象となりうるメディアには用途を問わず一律に補償金を含ませ対象外の利用が示された場合に返還する、という仕組みと合致すると思えます。</p>	個人
<p>配信事業者の判断で規制する事は権利者の意思を無視することになりかねない。</p>	個人
<p>必要なのは補償金の徴集対象の限定であり、私的複製行為の限定ではない。補償金徴集の対象でないとするだけで、30条の範囲を変える必要性はない。それどころか、メディアに対して課金されている現状において30条の対象から外れたとしても補償金を余分に徴収されてしまう点は変わらないため、不要に料金を徴収しているという問題に対しては何の解決にもならない。</p> <p>適法配信の契約や技術的制約で複製条件を管理できるという考え方は「著作物の利用の如何にかかわらずすべての私的複製行為は契約によって規定される」ことが前提になる。</p> <p>しかし、バックアップやミラーリングなどデータの信頼性を確保する技術まで含めて網羅した規定をつくることは事実上不可能であり、現在も将来的にも実効性があるとはいえない。</p> <p>デジタル技術において、ストリーミングのキャッシュに見られるように著作権者への不利益とならない複製が必要な技術が新たに出てくる可能性もある。</p> <p>デメリットばかりで、どのような立場においてもメリットのない改正であるため、反対である。</p>	個人
<p>必要なのは補償金の徴集対象の限定であり、私的複製行為の限定ではない。補償金徴集の対象でないとするだけで、30条の範囲を変える必要性はない。それどころか、メディアに対して課金されている現状において30条の対象から外れたとしても補償金を余分に徴収されてしまう点は変わらないため、不要に料金を徴収しているという問題に対しては何の解決にもならない。</p> <p>適法配信の契約や技術的制約で複製条件を管理できるという考え方は「著作物の利用の如何にかかわらずすべての私的複製行為は契約によって規定される」ことが前提になる。しかし、バックアップやミラーリングなどデータの信頼性を確保する技術まで含めて網羅した規定をつくることは事実上不可能であり、現在も将来的にも実効性があるとはいえない。デジタル技術において、ストリーミングのキャッシュに見られるように著作権者への不利益とならない複製が必要な技術が新たに出てくる可能性もある。</p> <p>デメリットばかりでメリットのない改正であるため、反対である。</p>	個人

<p>(1) 著作権保護技術を回避して行う私的複製を権利制限の対象外とすること 平成19年10月12日の「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」(以下「中間整理」といいます。)では、著作権保護技術を「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」(41頁)とした上で、暗号化技術を著作権保護技術と位置づけています(43頁)。 これは、「CSS、CAS、HDCP等のアクセスコントロール機能のみの技術」とした貴委員会の見解(平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」(以下「18年報告書」といいます。))75頁)をくつがえすものです。 CSS等の著作権保護技術が「複製が実質的に制限される技術」との見解は、私的録音録画小委員会が実態を踏まえて出したものですので、技術的保護手段に関する法制度の見直しが必要だと考えます。 「18年報告書」54頁では、「補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」としています。 ところで、「中間整理」114頁では、劇映画のDVDビデオについて、「権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録画ができないので権利者の不利益は生じていないものと考えられる。」としています。 ところが、現実には、劇映画のDVDビデオの著作権保護技術が破られることがあります。したがって、「そもそも私的録音ができない」という状況は、法制度上「私的録画ができない」とされなければ実現できません。 補償金制度に代わる「他の措置の導入」として、すべての著作権保護技術を回避して複製することを、私的複製の権利制限の対象外とすることを強く要望いたします。</p>	個人
<p>「音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態(契約モデルによる解決)」について第30条の適用範囲から除外することについて反対します。 (理由) (1) 契約によって利用可能範囲が定められているからといって、これを第30条の適用範囲から除外すべき理由にはならないこと。</p>	個人
<p>「丸数字2利用契約の実態から私的録音録画の対価が既に徴収されているのではないかの指摘があった利用形態」において、各契約中に私的録音録画に対しての補償金が含まれているかを調査しているが、そもそも私的録音録画については法で行えることが定められている利用であり、法で行えることをわざわざ契約の文言等において再契約する事態は極めてまれである。たとえば、著作物を複製して公開することは、当然にそれらの著作物が法第32条により引用され利用されることになるが、一般にはそのことを改めて契約において明示することはない。同様に考えれば、明示的あるいは黙示的に私的録音録画の対価が含まれているかを確認することは意義に乏しい。</p>	個人
<p>■108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目 ※この項目について私は反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します オーバーライド契約と補償金との二重取りを防ぐ必要がある、という本項目の趣旨そのものについては反対ではありませんが、本項目には、第30条による私的録音録画は補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うという考え方が読み取れます。次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます。その部分について反対し、文言の修正を求めます。</p>	個人(同旨11件)
<p>●108ページの「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目について 反対。 本項目はあくまで権利者によるオーバーライド契約の利益と補償金との二重取りを防ぐという観点から議論されるべきもので、その議論と利用者のある一定の行為を第30条第1項の著作権の権利制限自体から除外すべきか否か(権利者の同意を得ない複製等を違法とすべきか否か)という話とは必然的なつながりがあるわけではない。プレイシフトやタイムシフトなどについては、議論次第で第30条第1項の著作権の権利制限としては残しつつ、権利者に経済的な不利益が発生していないとして第30条第2項の補償対象から外すという立法措置も不可能ではないと考えられ、第30条の問題としてひとくりにし表裏一体の話として論じようとする中間整理の立場には違和感を覚える。</p>	個人
<p>■108ページの「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」 ※この項目について私たちは反対意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ●私的録音録画は補償か契約による対価を伴うという考えに反対します 最初の文の前段 「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが」と、それに続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」は、全ての私的録音録画について補償か契約による対価のいずれかを必ず伴うべきであるという考え方を補わない限り、論理的な飛躍があります。この点、次の節以降で問題となる、タイムシフトやプレイシフトが補償ないし対価が必要なものであるかどうかは、議論が尽くされていないと考えます。また、他の権利制限範囲の前段としての私的録音録画が対価を必要とされるかどうかについても、議論されていないと考えます(この点は補償についての意見として別に詳述します)。 その部分について反対し、文言の修正を求めます。 また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合には、コピーネバーのケースもあり、この場合は私的録音録画の対価が契約に含まれません。 配信業者の管理が第2条20号で定義する技術的保護手段によるものである場合の迂回行為は、現行法においても第30条から除外されていますが、無反応機器の利用や、不正競争防止法における技術的制限手段の利用などによる私的録音録画を第30条から除外することについては、十分な議論が行われていません。 また、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。 そもそも、本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。</p>	個人(同旨11件)
<p>本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「b. レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。</p>	個人



<p>●106ページの「(2)音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性のある利用形態(契約モデルによる解決)」の項目について。</p> <p>適法配信事業者から入手した著作物からの私的録音録画を30条の範囲から除外することについて反対します。106ページの「著作権保護技術の普及やビジネスモデルの新たな展開と第30条の適用範囲の見直し」の項目ですが、議論されている内容は一部の大手コンテンツ配信企業の採用しているDRMを使った配信形態についてであり、DRMを採用しない配信形態や、アマチュアによる小規模なコンテンツ配信については言及されていないように思われます。107ページには「第30条以下の権利制限規定が定めている自由利用の態様や範囲を契約により「オーバーライド」する(ひっくり返す)ことが可能かどうか等について(中略)等の見解をまとめ、権利制限規定を維持しつつ、契約によって対象行為の対価を徴収することは、原則として認められるとした。また、同報告書では、オーバーライド契約に基づく私的録音録画の対価と補償金の二重取りの懸念が指摘されているところであり、第30条の適用範囲を上記のように見直すことは、このような懸念を解消する意味もあることに留意すべきである。」と記載されています。二重取りの懸念を解消するために、権利者の権利を拡張するというのは、俄かには納得しがたい説明です。そもそもCDDAではDRMは存在しませんでした。ネット配信に際して権利者の利益を確保するためにDRMを権利者が採用しており、そのために私的録音録画補償金(利用者の過剰な不利益)が問題になっているときに、その問題を解消するために権利者の権利を拡張(30条の範囲から除外)して補償金を正当化するという考え方が、成立しようということが理解できません。利用者が一方的に不利益を被ってもいいという考え方が、容易に正当化され法制化されるのは納得できません。</p> <p>108ページの「a適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画」の項目で、「前述した利用実態から、配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容されており、また、それに伴う対価には私的録音録画の対価も含まれるとすれば、契約による解決の趣旨から第30条から除外するのが適当であるという意見が大勢であった。」ということですが、根拠となる利用実態自体が偏った内容であり、インディーズやアマチュアによる小規模などによる無料の配信、プロモーションのための配信、DRMなしの配信、コピーフリーを謳う配信や黙示の許諾により提供されている配信など様々な形態のことが考慮されていません。30条の範囲から除外するのに十分な検討がなされていない状況であり「適当であるという意見が大勢であった。」と結論付けるには、審議不十分と考えます。このような根拠で法制化を行うのは反対です。</p>	個人
<p>○108ページ「i. 第30条の適用範囲からの除外」の項目ならびに「ii. 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」この二項の論理に対して反対/異を唱えます。理由は以下の通り。</p> <p>項目i)の前項107ページからの論理におけるオーバーライド契約と補償金との二重取り防止の趣旨については反対しませんが、このi)の内容ではいきなり「前述した利用実態から…」とはじまり「第30条による私的録音録画は補償が契約による対価のいずれかを必ず伴う」という見解が議論無しに断定されていると読み取れます。</p> <p>続くii)において「現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、……」とその文章に続く「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」はii)において「全ての私的録音録画について補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うべき」の論が前提となつてなければならぬので、論として不自然と考えられます。このページ全体に見て取れる「全ての私的録音録画について補償が契約による対価のいずれかを必ず伴うべき」という考えに反対します。</p>	個人
<p>○デジタルコンテンツとパッケージ</p> <p>デジタルコンテンツをパッケージの代替ともなるもの、とっておきながら、コピーワンスをはじめとしパッケージには課せられていない制限が存在するのは異常です。契約によって定義する、というのであれば、「再生を一度だけ許可し、コピーを許可しない」といった契約もデジタルコンテンツでは成立しうることになります。しかし、現実世界のどこに一度再生したら消滅するパッケージ商品が存在しますか。</p> <p>私的複製の回数制限や世代問題も同様です。音楽テープに録音したら消滅するCDというのが存在するのですか?そして、そのような商品は一般のユーザーに理解を得られるものとお考えでしょうか。寡黙にしてそのようなものはスパイ映画の中でしか存じ上げませんが、そのような商品を販売しているのであれば申し訳ありませんが、実際にはそうではありません。にもかかわらず、デジタルコンテンツには厳しい規制を加えており、なおかつその価格はパッケージ商品と大差ありません。</p> <p>規制を加えられたデジタルコンテンツはパッケージ商品よりもはるかに安価でなくてはならないはずですが、同じ使い方をしたならば規制の分だけ、パッケージを購入するのに比べ、余分に権利者には還元されているはずであり、その点について一切業界に対しての指導がなく、ただ言うがままにデジタルファイルの危険性だけを取り上げているとしか思えません。デジタルコンテンツであるからこそ多重に搾取し、あげた利益について一点も触れられていないのはどういった見かたと良識を疑いたくもなりません。</p> <p>利権構造の維持のための法整備をなさるのはご勝手ですが、その勝手に振り回されるのは国民であり、権利者ではありません。報告書の序文があまりにも薄っぺらく読めてしまうような中身の無い報告や中身の無い議論に無為に税金をご利用なさらないでいただきたい、と納税者としては考えます。</p> <p>以上により、本委員会の中間報告に反対いたします。</p>	個人
<p>○私的録音録画は補償が契約による対価を伴うという考えに反対します</p> <p>前項目において、議論が尽くされておらず、議論が尽くされていない中で結論についても同様に文言の修正を求めます。また、配信業者が一定の管理責任を負っている場合にて、コピーネバーのケースが存在しますが、この場合は、現状においても利用者を受信契約違反を問うことができると考えられ、重ねて著作権法違反とする必要性は薄いのではないかと考えられます。そもそも、本項目の趣旨は、補償と対価の二重取りの回避にあり、複製禁止ではないので、コピーネバーのケースについては、「第30条の適用範囲から除外する場合の条件」から外すよう、文言の修正が必要であると考えます。これは、続く「bレンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画」において、有料放送を第30条の適用範囲から除外することを見送っていることと整合性があるものです。</p>	個人
<p>1. 過去にカセットテープレコーダーが出た頃から既に借りた人が録音するという実態は広く知られており、「契約上は曖昧である」とか「認識はない」というのは建前に過ぎないと思います。</p> <p>即ち、権利者側は本音として借りた人がコピーすることを十分承知の上で契約をしていた状態が過去20年以上にわたって継続しているのであって、今更無実化した建前を持ち出して利用者から更に対価を徴収しようというのは、利用者として容認できる考え方ではありません。</p> <p>2. また、配信業者と利用者との間の契約に関して録音録画に関する記述がないのは、録音録画される場合があることは従来から広く知られていることであり、「録音録画は別料金」という文言もない以上、これは利用者が録音録画することを黙認している契約であると解釈すべきです。</p>	個人

<p>108ページに記載の「適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画」を第30条の適用範囲外とすることについて反対する。</p> <p>この検討結果の背景には、私的録音録画は必ず補償が契約による対価を伴うという考えがあると思われる。しかし、補償制度は、マスで行われている私的録音録画を全体でみて、それが権利者の利益を損なう面があることから、薄く広く補償金を徴収して権利者に還元しているものである。厳密に個々の私的録音録画と個々の補償を対応させているものではなく、むしろそのような対応を曖昧にすることで利用者の自由と権利者の利益を平衡させるものである。</p> <p>そのような観点からすると、対価を厳密に支払っているようなオーバーライド契約と補償金の二重取りを防ぐ必要があるにしても、「配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。」</p> <p>という結論は問題である。管理責任を負っているかどうかと契約を通して利用者の録音録画の対価を権利者が受け取るかは別の問題であり、また、個々の利用者の録音録画が私的録音録画と判断される場合にも必ず補償が必要かどうかはまた別の問題である。</p> <p>また、配信事業者が負っている管理責任がコピーネバーの場合で、第30条2号に該当しない場合、これを第30条から除外することについては十分な議論が行われていないと考える。</p>	個人
<p>反対配信事業者は私的録音録画されることを前提とした料金設定を行うことができるので、適用除外とする必要性はない。これを認めると、30条は有名無実化してしまい、利用者が技術の進歩を享受することを否定することにつながる。このような法改正は、どのような条件下においても、断固反対である。</p>	個人
<p>複製しなければ、各種天災・盗難・コンピュータウイルスによって失われる可能性がきわめて高くなる。複製していなければ再度購入せざるを得ないが、一生の間に収集する著作物は多いため、莫大な対価を払わねばならない。また、配信停止になったり、著作者、販売者がいなくなったりして、入手不能であればどうするのか。人間は、再入手の機会を保証するために複製しているものだ。複製を認めないのであれば、再入手の手段を確立すべきだ。また、その際の価格は不当に高くならないように制限を設けるべきだ。</p>	個人